

葉山町保育所条例の一部を改正する条例

葉山町保育所条例（昭和48年葉山町条例第10号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

令和元年9月27日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものであります。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町保育所条例の一部を改正する条例

葉山町保育所条例（昭和48年葉山町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第3号中「主食の提供に係る」を「食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する」に改め、同号に次のように加える。

ア 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）未満である児童に対する副食の提供

イ 政令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもが同一の世帯に3人以上いる場合において、当該負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である児童に対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

#### 附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の葉山町保育所条例第5条第3項第3号の規定は、令和元年10月1日以降の部分について適用し、同日前の部分についてはなお従前の例による。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町保育所条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

年度初日時点で満 3 歳以上の入所児童に対する食事の提供（低所得者世帯及び多子世帯の第 3 子以降の児童に対する副食の提供を除く。）に要する費用について、町立保育園が保護者から徴収できることとした。

## 3 施行期日等

- (1) この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

葉山町保育所条例 新旧対照表

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>葉山町保育所条例<br/>昭和48年3月31日条例第10号<br/>(保育に必要な費用等の徴収)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町長は、前2項の費用のほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用を入所した児童の保護者から徴収することができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 保育に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 年度の初日において満3歳以上の児童についての<u>食事の提供(次に掲げるものを除く。)</u>に要する費用</p> <p>ア <u>保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)</u>第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)未満である児童に対する副食の提供</p> <p>イ <u>政令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもが同一の世帯に3人以上いる場合において、当該負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)</u>である児童に対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、保育所の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、入所した児童の保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> | <p>葉山町保育所条例<br/>昭和48年3月31日条例第10号<br/>(保育に必要な費用等の徴収)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町長は、前2項の費用のほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用を入所した児童の保護者から徴収することができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 保育に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 年度の初日において満3歳以上の児童についての<u>主食の提供に係る費用</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、保育所の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、入所した児童の保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> |